

看護師の皆さんが安心して派遣で働くために

2022年2月20日

日本派遣看護師協会

目次






- 1 派遣会社と雇用契約を結ぶ
- 2 派遣で働く3つの働き方～概要～
 - ①登録派遣型
 - ②無期雇用派遣
 - ③紹介予定派遣

1. 派遣会社と雇用契約を結ぶ

正社員の看護師もしくはパートやアルバイトの場合は、勤務先の病院や施設と雇用契約を結び、その勤務先の職員として働きます。給与は勤務先から支給され、社会保険や休暇の管理などに関する手続きも、すべて勤務先の病院や施設がおこないます。

一方、派遣で働く看護師の場合は、勤務先ではなく、派遣会社と雇用契約を結びます。給与の支給、社会保険や休暇の管理などの手続きも、すべて派遣会社がおこないます。

雇用形態の区分

	 正社員	 契約・嘱託社員	 パート・アルバイト	 派遣社員	 正規雇用以外の 全ての雇用形態
正規雇用	<input checked="" type="checkbox"/>				
非正規雇用		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
直接雇用	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
間接雇用				<input checked="" type="checkbox"/>	

2. 派遣で働く3つの働き方～概要～

派遣には大きく分けると、「登録型派遣」「無期雇用派遣」「紹介予定派遣」という3つの働き方があります。それぞれ雇用形態が異なり、どの種類の派遣を選ぶかによって勤務できる職場にも違いがあります。派遣看護師の3つの働き方について説明します。

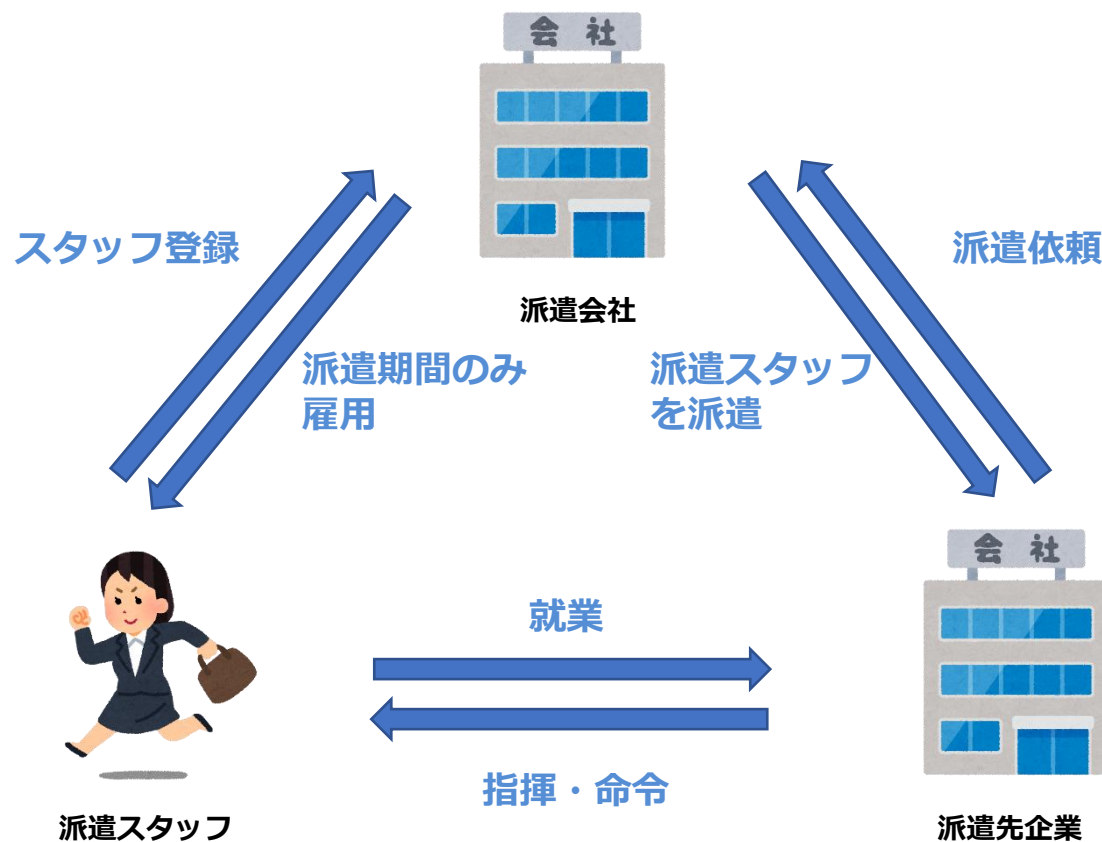
派遣会社の種類

	登録派遣型	無期雇用派遣	紹介予定派遣
雇用主	派遣会社		
同じ職場で働ける時間	最長3年	定め無し	最長6ヶ月
雇用期間	契約期間のみ (有期雇用)	派遣会社を 退職するまで (無期雇用)	契約期間のみ (有期雇用)
給与	時給	月給	時給
その他	未経験OKの 職種が多い	柔軟な働き方が しにくい	派遣先との合意が あれば正社員登用

3. 派遣で働く、3つの働き方 ①登録型派遣

登録型派遣は、働きたい人が派遣会社に登録することから始まります。派遣会社からお仕事を案内されて雇用契約を結び、派遣期間が満了したら、雇用契約は終了となります。

登録型派遣

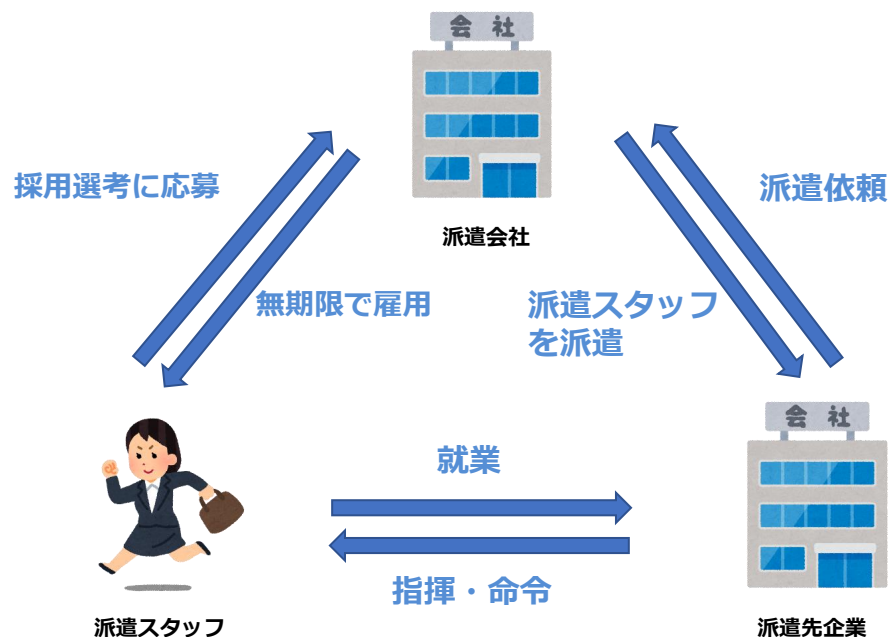


3. 派遣で働く、3つの働き方 ②無期雇用派遣

無期雇用派遣は、派遣会社の社員として常時雇用している社員を企業に派遣する仕組みです。これは登録型派遣とは異なり、派遣先での就業期間が終了しても、派遣会社との雇用関係は継続されたまま、新たな職場に派遣されます。もし新たな派遣先が見つからない場合でも、次の派遣先が見つかるまで給与が支払われるのが無期雇用派遣の特徴です。

無期雇用派遣は、専門性を有した優秀な人材を柔軟に活用したいといった企業のニーズから、看護師や介護など福祉系の専門知識と経験を有する人々の無期雇用派遣をおこなう会社も多く見られます。

無期雇用派遣



3. 派遣で働く、3つの働き方 ③紹介予定派遣

紹介予定派遣は、派遣先の企業で半年以内に契約社員や正社員などの直接雇用へ切り替えることを前提とした派遣の雇用形態です。派遣先の企業は、最長6カ月の派遣期間終了までに派遣労働者を直接雇用することを前提としています。派遣スタッフも、派遣期間の終了後に直接雇用として就業することを前提に派遣で就業を開始することができます。

紹介予定派遣の流れ

